

# 教員免許制度について

平成28年11月22日

(文部科学省初等中等教育局教職員課)



文部科学省

# 教員の資質能力の向上について

教員の資質能力の向上については、日頃の教育実践や教員自身の研鑽を基本としつつ大学等における「養成」、都道府県・指定都市教育委員会等による「採用」、そして教員になってからの「研修」という各段階を通じて、様々な施策が体系的に行われている。

## 教員養成・採用・研修等の各段階を通じた教員の資質向上

大学における養成が原則

- ・教職課程の認定を受けた学科等において、教科に関する科目、教職に関する科目などを修得することにより、採用当初から学級や教科を担当し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成

教職大学院の設置

- ・大学院段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う

養成

採用

都道府県・指定都市教育委員会等において採用選考試験を実施

多面的な人物評価の一層の推進

- ・面接試験・実技試験の重視
- ・様々な社会体験等の評価

研修

都道府県教育委員会等における研修

- ・初任者研修
- ・10年経験者研修 等

国(教員研修センター)における研修

- ・各地域において中心的な役割を担う教職員に対する学校運営研修
- ・喫緊の重要課題研修 等

# 教員免許制度について

## 1 . 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

## 2 . 免許状の種類

それぞれ学校種別 ( 中学校・高等学校については教科別 )

普通免許状  
(有効期間10年)

特別免許状  
(有効期間10年)

臨時免許状  
(有効期限3年)

免許状を有しない優れた経験・知識  
を持つ者に授与する免許状

普通免許状を有する者を採用  
できない場合に限り、例外的  
に授与する免許状

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

授与権者  
都道府県教育委員会

免許状の有効範囲  
・普通免許状 : 全ての都道府県  
・特別免許状 } 授与を受けた  
・臨時免許状 } 都道府県内